

業債第53号(例)

2020年11月18日

国債代理店御中

日本銀行業務局

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」の一部改正に関する件

今般、規程整備を図る観点から一部の書式について見直しを行い、標記規程(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、2020年11月24日から実施することとしましたので通知します。

なお、同日以降も当分の間、改正前の書式を経過的に使用することは差し支えありませんので、申し添えます。

以 上

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」中一部改正

- 740を次のとおり改める（全面改正）。

740

位置、店舗名称および店番号変更等に関する届出

国債代理店の店舗の位置、名称および店番号の変更がある場合には、代理店店舗位置名称等変更届を作成したうえ、変更日の一か月前を目途に所轄の日本銀行本店または支店に提出する。

また、店舗の廃止（出張所等への降格を含む。）または一般代理店の設置等を事由に国債代理店を廃止する場合には、国債代理店廃止届を作成したうえ、あらかじめ所轄の日本銀行本店または支店に提出する。

代理店店舗位置名称等変更届

(日付)

日本銀行 業務局長 殿
 または日本銀行 支店長 殿

(約定先および本部部署) (金融機関コード)

〇〇銀行

〇〇〇〇

(本部部署の責任者)

△△ △△



①代理店等の種類 (該当事項に○を表示)	一般代理店	○ 歳入代理店	日本銀行預金取扱店	払込店	資金払込店
	○ 国債代理店	国債元利金支払取扱店	支払取まとめ店	電子収納受入店	電子収納払込店
一般代理店名					
現在の店舗名称および店番号	② (店舗名称) 〇〇支店			③ (店番号) 〇〇〇	
変更後の店舗名称、店番号または位置	② (店舗名称)			③ (店番号)	
	④ (位置) 〒△△△-△△△△ 〇〇県〇〇市△△△丁目△番△号				
変更年月日	〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日				

- ① 「代理店等の種類」欄の該当事項の全部に○を表示する。
- ② 国債代理店に対して日本銀行が交付する書面には、「(店舗名称)」欄に記載された名称に応じて、次の略称を表示することがある。表示する略称について特に希望する場合には、変更後の「(店舗名称)」欄内の下部に最大5文字の略称をカッコ書きで付記する。
 - ・ 本店である場合は「本店」とする。
 - ・ 支店である場合は「支店」の文字を除く名称の5文字目までとする。
 - ・ 営業部その他の名称である場合は当該名称の5文字目までとする。

- ③ 店番号とは、次の店舗一覧等に記載されている金融機関の店舗ごとのコード番号をいう。
- ・ 全国銀行店舗一覧（一般社団法人全国銀行協会編集・発行）
 - ・ 全国信用金庫店舗一覧（信金中央金庫編集・発行）
 - ・ 金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）
- ④ 「（位置）」欄には、郵便番号を記載するほか、住所として都道府県から住居番号まで記載する。

国債代理店廃止届

(日付)

日本銀行総裁 殿

(約定先)

(金融機関コード)

〇〇銀行

〇〇〇〇

(代表者)

△△ △△

印

下記店舗は 年 月 日限りで貴行国債代理店を廃止しますので、お届けします。
 なお、国債代理店を廃止することにつきましては、店頭掲示またはホームページ掲載等の方法により周知します。

記

国債代理店契約締結日		①廃止事由	
〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		店舗廃止	
店名		②店番号	
〇〇銀行〇〇支店		〇〇〇	
位置			
〒△△△-△△△△ 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号			
支払取まとめ店名	統轄店名	証票等承継店名	
〇〇銀行△△支店	日本銀行〇〇支店	〇〇銀行●●支店	

(日銀使用欄)

システム適用日

- ① 「廃止事由」欄には「店舗廃止」、「出張所への降格」または「一般代理店設置」等と記載する。
- ② 店番号とは、次の店舗一覧等に記載されている金融機関の店舗ごとのコード番号をいう。
 - ・ 全国銀行店舗一覧（一般社団法人全国銀行協会編集・発行）
 - ・ 全国信用金庫店舗一覧（信金中央金庫編集・発行）
 - ・ 金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）